

令和2年5月7日

学生 各位

学務部学生支援課

当面の課外活動について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度春学期授業の開始が繰り下げになったことと福岡県が4月7日に緊急事態宣言の該当地域となったことから、課外活動においては、5月6日まで全ての活動を禁止する措置としていました。

ご承知のように、新型コロナウイルス感染拡大の状況は、4月7日に国から緊急事態宣言が発出され、期限であった5月6日までの間において、収束の見通しが立たなかったことから、全国47の都道府県において、5月31日まで延長されることになりました。

つきましては、このことを重く受け止め、本学の課外活動において、以下のとおり、懇親会や合宿等を含め、全ての活動禁止と施設閉鎖の措置を5月31日まで延長することしますので、引き続き、当面の間、不要不急の外出は控え、感染拡大防止に努めるようお願いします。

なお、現在、外出自粛措置が長く続いていることにより、SNS等を活用したオンライン上でのトレーニングや文化活動、懇親会などが普及しています。

このようなコミュニケーションツールを利用することは、生活のメリハリや心身の健康を保つために大事なことです。部員同士の交流や新入生との繋がりなどにおいて、積極的にSNS等を活用し、ストレスを抱える者がいれば、お互いに励ましあい、皆でこの難局を乗り越えるための工夫をしてください。

課外活動に熱心に取り組む皆さんには、大変申し訳ありませんが、この措置は皆さんが感染者または被感染者として、感染拡大の一翼を担ってしまうことを避けるための措置であることを何卒ご理解ください。

記

1. 閉鎖する課外活動施設

学内施設（伊都）	多目的グラウンド（イスト・センター）、総合体育館、テニスコート、課外活動施設Ⅰ、課外活動施設Ⅱ、洋弓場、野球場、体育器具庫、小体育館、松濤錬成場、亭亭舎、総合グラウンド、課外活動倉庫、弓道場、自動車部車庫
学内施設（馬出）	運動場、体育館、テニスコート、弓道場
学内施設（大橋）	運動場、体育館、テニスコート、サークル共用施設
学内施設（筑紫）	運動場、テニスコート
学外施設	名島艇庫、今津艇庫、西戸崎艇庫

2. その他禁止する課外活動

- (1) イベント、合宿、試合、学外での練習等
- (2) 懇親会、祝賀会等
- (3) 新入生の勧誘活動（ビラ配り等の接触する行為）

※上記の(2)、(3)においては、各自、SNS等を活用したオンライン上での懇親会や勧誘活動を中心に工夫してください。

担当 学務部学生支援課課外活動支援係 青柳・米田  
TEL：092-802-5966、5967  
E-mail:gagakusei@jimu.kyusyu-u.ac.jp